平成２２年（フ）第１９７０７号
千葉県我孫子市南新木３丁目６―18
破産者　伊藤　精二
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８５８号
東京都江戸川区中葛西２丁目13―８
破産者　彦田　眞弓
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９３号
群馬県館林市大街道１丁目９番40号
破産者　阿部被服工業株式会社
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９４号
群馬県館林市東美園町32―２
破産者　阿部　員可
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９５号
群馬県館林市大街道３丁目15―20
破産者　阿部シゲ子
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０７号
千葉県浦安市高洲６丁目１―８―406
破産者　森山　隆次
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６４号
千葉県成田市台方272番地の１
破産者　小川運送有限会社
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３２３号
埼玉県さいたま市浦和区東仲町17―４―305、開始決定時の住所埼玉県熊谷市久下４丁目175―407
破産者　星　　幸喜
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６７１号
東京都江東区塩浜２丁目５―15　新塩崎荘、開始決定時の住所東京都東村山市本町１丁目13―51―104
破産者　石田　清国
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４５２号
東京都新宿区新宿１丁目29―７　読売新聞新宿販売所
破産者　増田　祐治
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５１５号
東京都江戸川区西小岩２丁目18―７―702
破産者　谷口　　努
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９２２号
東京都足立区千住元町21―２
破産者　小野寺　孝
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３４９号
東京都江東区大島５丁目17―15―206
破産者　岩崎　数磨
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９１５号
東京都江東区亀戸３丁目47番３号
破産者　オオタ美工株式会社
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９１７号
東京都江東区亀戸３―22―11―502、住民票上の住所東京都江東区亀戸３丁目47―３
破産者　太田　洋子
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１１１号
神奈川県川崎市川崎区駅前本町24―２―1104、住民票上の住所東京都港区南青山６丁目12―３―603
破産者　山川　敦子
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２１３号
東京都板橋区熊野町32番３号
破産者　有限会社ＫＲＥＷ
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２１４号
東京都板橋区前野町３丁目33―１―615
破産者　寺西　晃樹
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２３７号
東京都江戸川区東篠崎１丁目７―45―401
破産者　兼子　　修
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４１２号
東京都江戸川区中央２丁目20番10号
破産者　株式会社杉本建設工業
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４１３号
千葉県富里市七栄204―58　ドリームブラッサムⅠ202秋山方
破産者　杉本賢治郎
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４３５号
東京都世田谷区桜上水１丁目22番２号
破産者　有限会社クリーニングとらや
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部